

議案第 6 9 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年山陽小野田市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「法第 2 条第 1 2 項」を「法第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「法第 2 条第 1 4 項」を「法第 2 条第 1 5 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第

5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中

「

1 1 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 2 2 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

「

1 1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 2 2 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第 2 の 7 の項中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表の 8 の項から同表の 1 3 の項までの規定中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第 3 に次のように加える。

4	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---	-------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 9 号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報</u>をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u> (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u> <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 <u>法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報</u>をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u> (4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の

左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5 前3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
(略)	(略)
1 0 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
1 1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
1 2 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
1 3 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの
1 4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ

機関	事務
(略)	(略)
1 0 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
1 1 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
1 2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ

		る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

		<u>置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</u>
1 1 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</u>
1 2 市長	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</u>
1 3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
1 1 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
1 2 市長	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
1 3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>

		て規則で定めるもの
		住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)